

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)33377-4649  
振替||〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金||東京労金本店No.1154163

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

## くもくじ

### ■巻頭言 ■

「日の丸」「君が代」は明治政府よりもっと悪い

滝野 忠……2

公明の連立入閣は選挙協力にかかる

上野 建一……3

労組「定期大会シーズン」に

敵は我にあり、歴史は味方なり

「己を知るは第一歩」

野上 昭……4

勝利の確信のもとに前進を

佐野 修吉……5

——中労委第一準備書面（東京高裁北海道・九州事件）を読んで——

九五年公共部門争議の分析——

松村 文人……9

六八年「五月革命」以来の全国争議

(三) —

——フランスの組合・争議研究の動向

国連は時代遅れ、世界秩序はオレがつくる

……15

——ユーロ空爆とアメリカの意図——

読者からのおたより

16

NO. 740

一九九九年七月一日号

(毎月一日・二日・二二日三回発行)

# 刊 社 会 通 信

## 「日の丸」「君が代」は明治政府よりもつと悪い

とつぜんの「日の丸・君が代」法制化で、「今なぜ『日の丸・君が代』なのか」と、この数年のテーマであつた記・紀（古事記・日本書紀）、関連文献に目を通してい。その「おかげ」でもあらう、推古天皇まで歴史、そして明治政府の「古代史改ざん」の知識も多少えた。それら文献は、津田左右吉の『神代史の研究』などがおもしろいが本誌の読者には『日本神話と古代国家』（直木孝次郎著、講談社学術文庫）をすすめたい。

「日の丸・君が代」でいつも文部省が騒ぎマスコミが追随するのは、「卒業・入学」シリーズに義務制、高校で「日の丸掲揚・君が代齊唱」が問題にされることである。八九年版「学習指導要領」には「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を齊唱するよう指導する」とある。私は「国旗」をもつていいない。子供の頃、『国民の祝日』にオヤジは「日の丸」を掲げていた。しかし、今、祝祭日に「日の丸」を見ることほどはない。「君が代」については「おすもうの歌」が世論であろう。

このように「君が代・日の丸」にも一億二千万国民にまったく関心はない。なぜ今、「君が代・日の丸」なのか。なぜ教師が悩まされ、自殺にも追い込まれるのか。明治の時代、「長州・薩摩・土佐」政府は、国民統合の手段をもたなかつた。国民統合の手段が、「天皇制」であつた。伊藤博文らによつて急きよ「記・紀」神話、万世一系の「神話」がつくられた。大日本帝国憲法、第一章である。しかし、「日の丸・君が代」は、天皇がお出ましの時だけのシンボルで法律的に国民が「強制」されることはなかつた。

「日の丸・君が代」が国旗・国歌の装いをもつたのは日清戦争以降で、「日の丸」を軍旗に、朝鮮・中国に侵略して以降のことだ。それでも、大日本帝国憲法時代ですら、「君が代・日の丸」が国旗・国歌との法制を強制したことはない。「教育勅語」がその役割を果たしていたのだろうが。

今、なぜ「君が代・日の丸」なのか。大日本帝国憲法時代（一八八九—一九四五）は、「天皇制」を支配の根源とすること、それが「天皇権力」をつくつた。これが国民統合のシンボル「強制」となつた。

太平洋戦争（中国侵略）後、日本の統合政策は①保守支配の崩壊で「日本国憲法」となつた。②一九六〇年代以降、高度経済成長政策となり、その結果、「会社社会」、「会社人間」、効率主義となつた。③現在、国民の意識はゆれ、政府はその対策に躍起である。

「企業忠誠心」は大企業の大合理化策でひん死の状況、それにより「会社人間」、「会社社会」もどたんばにある。従来の「コミュニティー社会」はくずれ、政府ですら「会社社会は崩壊」、「多様化」と「個」の自立を中心とする「新たなコミュニティーづくり」をいわざるをえない。新ガイドラインで海外派兵の基礎がつくられた。十月には「天皇在位十周年式典」も予定されている。

ここにでてきたのが「日の丸・君が代」である。政府見解では「君」とは「象徴天皇」のことだそうだ。それを国民統合をの心にするといつのである。この施策は明治政府よりもつと悪い。

# 公明の連立入閣は選挙協力にかかる

**自自公で悪法スイスイ** 国会は大幅な会期延長を行つた。八月十三日までの五十七日間である。これによつて成立が危ぶまれていた重要法案（いざれもかつてない悪法）が自民、自由、公明三党幹部の談合によつて国会をスイスイと通過することになつた。その先に改憲があるというのが彼等の構図である。

自自公路線の今後の重要な政治日程は次のようになるのではないか。  
①六月中・中央省庁を再編する（行革）「中央省庁改革関連法案」成立、  
②六月下旬・地方分権をエサに市町村の合併促進と道州制をめざす「地方分権一括法案」の成立、  
③七月中・全国民を背番号で管理し、プライバシーを無視する「住民基本台帳法改正案」の成立、  
④七月二十四日・公明党全国大会、

⑤七月下旬・天皇の支配、治世を祝福する『君が代』（ただの一言も国民を祝福した言葉もない）を国歌に、侵略戦争の旗印であった『日の丸』を国旗とする「国旗・国歌法案」の成立、  
⑥八月上旬・憲法改悪への世論づくりと国会内改憲派議員の結集のために「憲法調査会」を設置するための「国会法改正案」の成立、  
⑦七月下旬・「補正予算」は、雇用対策を中心に五千二百億円規模といわれているが、実際の新規雇用には役立たず、結局大企業の合理化促進となり、小さい景気対策費となろう。

さらに財界の要求する「企業の事業再構築や新規産業育成を推進」するための「産業競争力強化関連法案」は延長国会の目玉である。この法案は設備の縮小（廃棄）を行う企業に減税と工場跡地を国や自治体に買わせようという内容である。新規事業を起こす企業には減税と融資を行うという法律案にならう。これもやはり大企業の合理化を徹底させ、競争力を大きくしようというねらいである。「産業競争力関連法案」は七月二十日過ぎに国会提出を予定しており、会期内の成立を期している。

以上は、「自自公」ことに公明党が賛同すれば必ず成立するという法案とその内容である。しかしこれらの法案の欠点や反民主主義性、そして反国民的問題を国会審議のなかでバクロし、世論に訴えれば、その政党と政治家の支持は拡大しよう。共産党はもちろん民主党にも期待したい。このまま自自公政治が続けば次の総選挙では民主党は敗退し、いよいよ政権から離れたところにおかれよう。政権は闘い取るもので財界や連合の顔色ばかり見えては、民主党は与党と変わりない。今こそ国会外の反自民、反大資本の諸運動と協力して、勤労大衆の立場にもどつて自自公勢力と対決するときである。それ以外に民主党の進む道はないであろう。

## 自公の選挙協力はできるか

自民党は八月十三日までに、重要法案をすべて成立させて、新ガイドラインのもとでの日米安保体制を固め、財界の求める日本の多国籍資本が世界的競争に勝ち残れるように万全の支援体制を構築しようとしている。そのため財政的に障害になる社会保障制度や民主的労働運動を排除しようということで着実に、新自由主義の方策を実行してきた。大企業労組を中心とする連合の幹部とマスコミの懷柔にも大きな成果をあげている。これらの実態がオール保守体制を支えているのである。

しかし一方でこれだけの反動的体制を維持してゆくためには、強力な政治勢力が必要に

なる。警察や軍隊、司法（裁判所）の外圧には限界がある、かえって反発を招きかねない。やはり「民主的選挙」によって国民の多数は支持しているのだということを常に内外に示していかなければならない。そのために自民党主流派は、公明党との選挙協力を含めた連立を強く求めているのである。九月末の総裁選挙、そして内閣改造＝自自公連立の成立をめざしている。

それでは自自公の選挙協力ができるのか。まず「自自公」連立内閣だが、七月二十四日の公明党大会に提出される「基本的政策」を自民党と自由党がどの程度これを受け入れるかによって決まるといえる。公明党は建前上その態度を見てとすることになる。その際の最大のネックは、衆院比例区五〇人削減案（自由党の基本方針）と公明の小選挙区制をやめて中選挙区制復帰案との関係である。最終的には両党の案を引っ込めて、今後の検討課題になるのかどうか。自自公の選挙協力については早くもマスコミの俎上にあがっている。自自公の幹部間での協定はできても、実際の選挙区では四十四の選挙区で対立しており調整は無理というのが一般的見方である。

しかし一方、もし選挙協力ができれば、自民党は現二六七議席から三〇六へ、自由党は現二五から四五へ増大する。公明党も現四二から四五となると、民主党は一人プラス、共産党は現二六から三一へ伸ばすと予測している。選挙協力ができないれば自民は四〇減、自由も十九の減である。公明は六減となるが民主党は六六議席の増となる（週刊文春・六月・二十四日）。

予測はあくまでも予測であり、情勢は今後の反自民勢力の悪法に対するたたかいの強化によつても変わるし、不況、失業者の増大など自自公政治を許さない情勢も生まれよう。大衆運動も政治闘争もこれから正念場を迎えている。

（上野 建二）

## 労組「定期大会シーズン」に

労働組合は定期大会のシーズンを迎えた。すでに大会を終えた組合はJR関連労組のJR総連とJR連合、それに日教組。

JR関連労組では、不採用問題の「政治解決」の動きに「国労のゴネ得は許さない」（JR総連）、「国労の改革法承認にあいまいさ、労組名、組織形態の変更」（JR連合）を委員長があいさつ。日教組では「日の丸」、「君が代」で各県教組が反発、自民党との協調路線にヒスマが生まれた。

それでもヒドいのが、元文部大臣・森山氏の「組織の一部には今なお旧来の思想を変えないものもいる」との来ひんあいさつだ。こんな失礼な人物を来ひんに呼ぶことに、労組の主体性を疑うといえばいいすぎか。

今年の労組大会のテーマは、①政治反動にどう対処するか、②雇用・失業問題、③春闘のあり方である。連合は今年で十周年。しかし、その存在感はない。  
というのは、①生産性賃金論は完全に破たん、②「ゆとり、豊かさ、社会的公正」のスローガンも根拠は喪失、③「闘い方」についても不満がいっぱい、連合の求心力が失われているからだ。

組合大会は十月の連合十周年大会をふしめに四ヶ月づく。

# 敵は我にあり、歴史は味方なり

## —己を知るは第一歩—

統一地方選が終わった。全国と東京の同志の奮闘に敬意を表するとともに、東京の結果については、全国にお詫びしなければならない。トータルには「踏みとどまつた」。とても反攻の礎と言えるまでではないが、新社会党の旗を高らかに掲げての「洗礼」を受けて勝ち取った議席である。しかし東京では、予想された結果を予想どおりの現実にしてしまうことを止めることができなかつた。戦力の分散と、己を知ることの不足——まさに「敵は我にあり」。衆参両議院選挙、県議選、市町村議選と各級選挙を一巡した今、総括の持つ意味は計り知れないほど大きい。

参議院選後、筆者はこう述べた。「比例区の敗北は、東京の敗北である。区議選は率直にいって困難な闘いである。三度の貴重な経験を生かしたい。候補者が都本部運営の中心となつている状況も変えねばならない。この際、全国政党としての看板にあわせようと伸びをした部分があつたとすれば改めねばならない。地力がないことは嫌というほどわかつたのだから、もてる力を集中して投入することが必要である。」言うは易く、行いは難し——今回は分析めいたことから離れての、東京の選挙のやや率直な感想になる。

### 反発を恐れず言うと…

今回痛感させられたこと——第一に、候補者を中心に運動量が絶対的に不足していることである。第二には、我が方のナイーブさである。手練手管や政治的老練とは言わないまでも——この点と相互に関連するが、第三に、我ら「筋を通す」志や高し、されどいざさか「命懸けの飛躍」への必死さに欠けるのではないか、ということである。

そうは言つても、仕事や家庭や、疲労や加齢にともなう健康上の不安からはじまつて、所属する総支部以外への「応援」ということからの「お客さん」気分や情熱が湧いてこない、学習不足で何を訴えたらよいのか定まらない、確信がない、というのが現状なのだ、との声が聞こえてくる。それらを否定するつもりはない。行動にあたつての学習や交流がどうであつたのか、の組織総括も必要である。

しかし、それでは周囲の支持者や『新社会』の読者は納得しないであろう。現に筆者は東京の総括が『新社会』紙上に出ないではないかと迫られている。これらの声に応えられなくては「機関紙拡大」の正しい方針も空文句である。活動家の主觀は主觀として、なお大衆の検証は逃れられるものではない。

東京以外では、例え今やヴェテラン議員の神戸の同志は、昨年二十数年ぶりに会つたのだが、可能性は少ないと分かつていても東京の筆者にまで公選ハガキの依頼を送つて来られた。一方高校の同級生では、やはり関西で保守系で市議選に出たのが、投票日前夜九時過ぎになつて電話をよこし、投票権のある人間で知り合いは誰かいないかというのである。同じころ、東京の我が選対には回りきれなかつた名簿が残つていた…

『社会通信』No.七三七によれば、新潟では、旧社会党時代から移行した新社会党の現職の議席を受け継ぐために、二八〇九の票を獲得するために、一年間で四万枚の名刺配り

(対話行動)、対象六〇〇〇軒を二回半訪問をこなした、という。

全国の先進的な闘いに思いをはせつつ、かえりみれば東京では、今次選挙では、身の丈を知った上で、持てる力・あらゆる手を使って、寄つてたかって票を作り、必死に議席を確保した社民党に比べても、必死の迫力に欠けたと思われる。社民党は、全体的には激減しているにもかかわらず、こと東京に関しては奇妙な勝利感さえ漂っていた。彼らに正面・反面ともに学ぶことはないのか。

### 我々が継承に成功していないこと

この点で重要なもののひとつが旧社会党的なものの行方である。「履歴加算」とでも呼べるもののが存在することを軽視すべきでない。旧社会党からの古参党员、シルバーエイジの人々の中には「なんで社会党の看板を維持しなかったんだ、シャミン党なんて」とボヤきつつ、「ワシは浮氣はしない、この党一筋だ」という根強い気分がある。「かつても低迷の時期はあった、しかし振り子が戻るように復調した。今度もきっと盛り返す」——たしかに科学的ではない。が、それが主観的願望であろうと、期待が幻想の域に達しているのであっても、人々がこの観念に強く捉えられて、原動力にすらなっているならば、その影響は小さくはない。しかも過去の経験、それも相当重みのあるそれに裏付けられている。

ガイドライン関連法案②日米安保のグローバル化にしても、我々から見ればルビコン河を渡つてしまつてはいる社民党の腰の引けた反対・無力さは明らかである。しかし、皆が党の一舉一動・政策や運動方針に注視しているわけではない(我々自身、商業新聞ですら十分目を通していると言えるか? 何を訴えたらよいのか、という戸惑いは学習不足・学習会不足の反映ではないのか?)。「おたかさん」や、マスコミが商品価値を見い出したり、新左翼系と付き合いのある議員の、部分的に切り取つて提示されたパフォーマンスと、人々の願望がともに生み出す「共同幻想」が、いまだに一定の票をつくり出している。

筆者のかねてから紹介している『老舗の板前、店を出る』の話を今一度。気骨ある経営方針と確かな腕で、客を集めていた老舗料理屋、そんな店があった。顧客や仕入れ先や信用・評判、総じて「のれん」と言われるものがある。ところが、代替わりするうち今の店主は、経営方針を変え伝統を捨て、料理よりも金儲けに走つてはいるので、板さん達は嫌気がさしてこの店をやめて、新たにこじんまりとした店を出した。板さん達は自分たちの店こそが、伝統の味を守つていると自信がある。だから、必ず客はこっちへ来る、と信じている。ところが、内容よりも「のれん」で判断する客も多く、客引きの努力も足らず、板さん達は苦労している——というわけである。市場経済の信奉者は、そんなことはない、良いものは売れる、売れないと悪いからだ、と言うだろう。しかし、現実には、条件の不平等<sup>3</sup>や〈情報の非対称性〉(有権者)と「活動家」では判断材料としての情報の量が異なる)が存在する。経営による差も加わることになる。

### やつかいな土井社会党幻想だが

社民党が「専門店」化して、「おたかさん」ブランドで売つていくとすると、これは予想外に命脈を保つ可能性がある。したがつて、このことを改めて認識しておく、前提としておく必要があるのでないか。マスコミは国會議員中心だから次の衆院選での社民党消

滅を云々するが（彼らにとつては新社会党は既に消滅している!）地方議員の固まりは無視すべきではない。もちろん変節した社民党は、基本路線上根本的な矛盾・欠陥を持つてゐるから、政治状況が急激に流動化していくなかでは、幻想が今度こそ吹き飛んでしまう局面を否定することはできない。しかし、決して我が方に「客は来る」とは言つてはいられない。すでに、一部の「社用客」（労組）だけでなく、女性客も老舗へ足を運んでいるかも知れないものである。

三割近くも増えた女性議員、国立での現職を破つての女性市長の誕生…今次選挙で顕著な女性の前進も、土井社民党延命の客観的基盤となり得るとみておかなければならぬ。かつての土井社会党的なものを追う幻想も、条件があるうちは単なる幻想にとどまらないということである。もちろん、女性の進出それ自体は、大きくみれば悪いことではないのは言うまでもない。

一巡した新社会党にとつて、社民党離れへの期待・社民党批判による党勢拡大をアテにする状況はもはやない。いよいよもつて闘いのなかで競い合い、大衆運動のなかで勝負する以外ない。その運動量の不足が東京の結果となつて現れたのである。はだかの党員だけの宣伝活動・集票活動の限界をまたしても思い知らされたのである。少数分散した戦力配置で、ひととおり形を作るだけで精一杯という状況を、何とかして脱却しなければならない。現状追認だけでは党勢拡大はできない、しかし、主体的条件を直視しないあるべき論先行もまた危険である。

### 労働組合について

労働組合との関係でも、社民党は狭まつた基盤のもとで、最大限の協力を引き出そうとした。連合、ビッグ・ユニオンは民主党へ行つたが、行かない・行けない労働組合のなかで、本来（？）新社会党と友好的であつたところまで動員することに成功している。党の側のなりふり構わぬアプローチや、労組の側の現実的判断（それ自体大衆団体の判断としては当然ではある、筆者とて労働組合の役員としては、議会とのパイプを自ら断つて組合員の「現瞬間の利益」に背を向けることはできない—そのことが、いくら贅（ほぞ）をかも、悔しいことであつても）等々何ともドロドロした話ではある。しかし、旧社会党時代の労組依存は脱却しなければならない、地域の有権者との直接結びつきを強める、それらはまったく正しいが、そのことは労働組合なり、組合員とともに選挙を戦うことの意義を低めるものでもまた、まったくない。

労働者にとって、選挙闘争は政治闘争への重要な回路であり、学習と交流、経験と訓練の場である。七〇年代半ば以降の資本の巻き返しのなかで、労働組合運動の後退・「社会党」の後退・「国民」の保守化は三位一体である。N H K放送文化研究所が一九七三年以降五年ごとに行つている「日本人の意識」調査によれば、この二〇年間で国民の権利意識・政治活動は無残に後退した。「憲法によつて、国民の権利ときめられているもの」は？という問い合わせに対し、「人間らしい暮らしをする」（生存権）は七三年七〇%→八三年七七%→九三年七五%とますますだが、「思つていることを世間に発表する」（表現の自由）は七三年四九%→八三年四四%→九三年三九%、「労働組合を作る」（団結権）は七三年三九%→八三年二九%→九三年二六%と激減する。しかもこの結果は、職業や年代に關係な

く一樣で、労働組合の組織率・争議件数の低下と平行して進んだ。「高学歴化が進んでも、自らが労働組合や争議などにかかわることがほとんどなくなり、また、情報も少なくなってきたために、〈団結権〉についての知識を保持し続ける人が減ってきた」（『現代日本人の意識構造』第四版、NHKブックス）。

同様に、「選挙」や「デモなど」が「政治に与える影響」の評価も下がってきたのである。復元の方途として、やはり労働組合の教育的機能を重視しないわけにはいくまい。筆者の見聞でも、社民党選挙に労組動員されて「ウグイス嬢」を担つた若い女性が、「選挙というものが少しわかつた、これからは投票に行きます」と事後感想を述べている現実がある。このような積極面も含め、労組との関わりについて再検討すべきところはないか。端的に言つて、社会党一統評プロック時代の遺産である、地域労働運動のつながりをもつともつと重視してよい。

### 共産党について

共産党が伸びているという。「史上最高の峰」だそうである。しかし、筆者には、こんなにも早く限界が見えはじめたのか、という印象である。一何とあまのじやくな!? 何という負け惜しみ?! いや、地方では旧社会党離れ・総保守批判票の受け皿となり、議席を増やしているが、そのような選択肢が多様化している都市部では伸び悩んでいる。

とりわけ都知事選に連続した東京、一二三区部では完全に頭打ち状態である。現職の落選・新人を含めた共倒れが目をひくが、とくに、議席増を狙つて候補者を増やしても得票率が伸びていないのである。深まる不況・政治の反動化・旧社会党の崩壊・・・有利な情勢の下、国旗・国歌法制化、自衛隊・天皇制容認などなりふり構わぬ、「柔軟」「現実」路線でもこの程度なのであり、振り返つてみればあの時が史上最高だったのか、ということさえあり得るかもしれない。「雨宿り」現象を実力（＝固い支持）とはき違えていると、とんでもないことになる。

### 前途厳しくとも

立つて三年、我々は世間の風の厳しさも味わつてきた。街頭の反応について同志曰く、当初「あれは社会党の護憲派だよ」、今「社会党の残党だな」——悔しい思いをムダにしてはなるまい。

東京では今後、財政・機関紙にはじまつて、政治的影響力やら支持者の離反、組織内部からの諦観等々の厳しい局面も予想される。「本当に翼は復元するの?」との声が筆者にも寄せられている。しかし、党の生命力は失われてはいない。組織は健在である。全国各地の奮闘に学ぼう。

しつこく繰り返す、

- ① 旧社会党の継承幻想を払拭しよう
- ② 大衆運動を担おう
- ③ 労働組合運動、労働組合員との関わりを重視しよう
- ④ 地域労働運動の交流の場をつくろう
- ⑤ 目的意識的に学習の場をもとこう

⑥メリハリをつけた活動をしよう——重点と集中力を

⑦集まる、学習する、議論する

⑧事務局・ニュース・交流会が組織づくりの三點セット

⑨敵は我にあり、歴史は味方なり

(野上 昭)

## 勝利の確信のもとに前進を

—中労委第一準備書面（東京高裁北海道・九州事件）を読んで—

### 一、なぜ、五・二八不当判決が

私は、九七年五月二八日以前から、流れは決定的に国労に有利であると分析し、「九八年五・二八判決は負けるはずがない」と北海道でも九州でも、闘争団や家族を前にして断言してきた。しかし、判決は「命令取り消し」であった。

当日、東京地裁前でそれを聞き、「なぜだ。そんなはずはない」と一日の行動中思い続けた。権力のしたたかさと自分の甘さにうちひしがれたのも事実である。

その後、判決文を読み返し、なぜエリートといわれる一人の裁判官が、こんな稚拙、お粗末極まりない判決文を書いたのか、怒りは増しても疑問は解けない。判決直後に、「A裁判官が旧国鉄に最高裁から出向し、法廷対策を指導していた」と東京新聞が暴露したが、もし、それが本筋ならば、十一部の萩尾裁判官の和解提案も、十九部の高世裁判官の迷走も説明がつかない。もっとましな筋道を設定し、判決文を作ったはずである。政府中枢を中心とする「国家権力」が「ここで取り消し判決を出せば、国労は総崩れをおこす」と無理やりあの稚拙な判決文を用意させた、という疑惑が消えないでいる。

### 二、稚拙、お粗末、笑止千万の五・二八判決

五・二八判決は読めば読むほど、①まともに中労委命令を読んでいない ②最高裁判例の引用が間違っているなど、その稚拙、お粗末、笑止千万な内容に怒りが沸いてくる。一部判決を書いた萩尾裁判官は司法修習所の教官におさまって、反応が見えないが、それを担当する高裁の奥山裁判官は「この裁判は社会的にもたいへん注目を集めている」と法廷で異例のコメントをおこなった。かたや、十九部の高世裁判官に至つては、同種の裁判である全勤労事件で、「新たな組み立てが必要」と言わざるをえず、迷走もはなはだしい。じく僅かの例外はあるが、ほとんどの労働法学者は否定的評価をおこなっている。

### 三、裁判所は不当労働行為制度を理解していない

なぜこのようなお粗末な判決になつたのか。その疑問に対する答えが、「北海道・国鉄問題を考える学者弁護士の会」が発行した「JR採用差別不当労働行為事件東京地裁判決を批判する——判決はなぜ不当か」の二七ページに記載されている。まったく同感である。驚くべきことに「裁判所は不当労働行為制度を理解していない」のだ。

### 四、中労委準備書面の内容（論点と展開）

そんな観点が頭にあって、中労委の五月六日付「第一準備書面」を読みだした。

## 1、原判決批判（九八・八・一四控訴理由書の再確認）

論点整理にあたって、「第一準備書面」は、控訴理由書において、原判決（五・二八判決）は以下の論旨で「明らかな憲法・法令の解釈・適用の誤りである」と高らかに宣言したこと再確認している。

①改革法二三条に規定する採用過程における採用候補者の選定・名簿作成とその他の行為とをそれぞれ独立したかのように捉え、それぞれ国鉄と設立委員とが別個独立に担当する行為であるとの誤った解釈をしたこと

②設立委員が労組法七条の使用者といえるかの判断に際して、朝日放送事件の判例に依拠しているが、これは本件の問題類型を誤つて把握していること

③本件採用候補者の選定・名簿作成に関する国鉄と設立委員の関係について、国鉄が設立委員の補助機関たる地位にあることを看過して、国鉄を独立の法主体として把握するという誤った解釈をしたこと

### 2、論点の整理

その上で、論点を以下のように整理している。まず以下の二点を中心的論点として指摘する。

①国鉄の行つた採用候補者の選定及び採用候補者名簿の作成における労働組合所属等を理由とする差別的取扱いの責任を設立委員ないし被控訴人らが負うべきか

②承継法人の設立委員ないし被控訴人らが労組法七条の使用者に当たるか（救済命令の名宛人となり得るか）

そして、以上の二点との関連として、③の論点をあげている。

③本件における「不採用」が「新規採用」という改革法における法形式の故に労組法七条の不当労働行為となりえないか

④本件における不当労働行為の救済として労働委員会が「採用したものとしての取扱い」を命ずることが裁量権行使の範囲といえるか

⑤本件救済命令中の六月採用に係わる部分をも取り消した原審の判断手続きが訴訟法上適法なものか

このように論点を整理したうえで、中労委命令の適法性・正当性を以下のように展開している。

#### 第一 改革法二三条における設立委員と国鉄の関係

##### 1 国鉄は設立委員の「補助機関」

第二 設立委員こそが労組法七条の使用者であること

第三 労組法七条と本採用拒否・・・新規採用の場合であつても、労組法七条の適用があること、しかも、本件採用が単純かつ純粹な「新規採用」とは異質なものであること

第四 労働委員会の裁量権と本件命令のおける救済措置の適法性

第五 原審における訴訟手続きの違法

## 五、教え、諭す、中労委準備書面——二三条を構造物のように解析

この採用差別事件は、いかに不当労働行為をおこなつても、「改革法二三條で守られている」はずであると、旧国鉄の幹部・管理者が信じ込んだから起きた事件ともいえる。

(だから、地労委ではJRは反論もしなかつたし、中労委になつてあわてて、二三條を楯にする論陣をはつたのである。JRは不当労働行為の実態については反証をしていない。)

問題は、やはり「改革法二三條」とはいかなる法律で、それを踏まえて不当労働行為制度（労組法七条）がいかに理解されるべきかということである。

中労委のこの『準備書面』は、そのため、いわば「改革法二三條」を立体構造物のように設定し、CTスキャンで映像を映し出し、その構造を解析しているかのようである。別の表現をすれば、複雑な組み立てブロックを解体し、それぞれのもつ実態と本質を法律的に明らかにし、相互の関連性を解きあかしているともいえる。それは、まるで教師が出来の悪い生徒に教えさとすように平易に、しかも、同じことを角度を変えて、「そもそも不当労働行為とはなにか」を分からせようとしているかのようである。

まったく私の推測だが、中労委もまさかこのように「お粗末、笑止千万、詐欺的」判決は予測していなかつたと思う。そして、裁判所のレベルの低さに「労働委員会制度の危機」を直観したのではなかろうか。

## 六、重要な主張点

1、「補助機関論」 中労委は、「補助機関論」について、一步も譲っていない。むしろ、さらにしつかりと論拠を再構築したといつてもよい。

改めて、国鉄改革の経緯を追い、職員採用の手続を整理し、募集から採用に至る実際の経緯の事実を照らしだす。

そして、①司法機関が法規定を解釈・適用するにあたつては、立法機関である国会の意思すなわち「立法者の意思」を尊重すべきであることが、三権分立の制度を採用している我が国憲法の要請である。②とりわけ、改革法は「一回限りの組織再編成を適切に遂行することを目的とした法律」であり、「立法後間もない時点において実施しようとしたものである」から、解釈については国会審議の過程における立法者の意思が極めて重要なものになる、③仮に、立法者意思と異なる解釈をするときは、その意思によるべきでない段落の理由を明確に示すべきである、とする。だから、「(原判決は)立法者の意思を軽視した上で、特段の理由を示すことなく、立法者の意思に反する独自の解釈を行つたもの」で、「このよきな解釈は基本的に不當なものである」と断じている。

そして、採用にあたつての事実の経緯を簡略に整理し、「(国鉄幹部は)国労に対する不当労働行為を行うことなどを示唆していた」ことを示し、さらに「横浜人活センター事件」、鉄道管理局の再評定で「国労を脱退したものの評価が引き上げられ」たことを例示して、不当労働行為が厳然として行われたことを確認する。

その上で、「改革法が、承継法人の職員採用については、労組法七条の適用を排除するとの趣旨を含んでいると解するためには、その旨が同法中に明確に規定されていなければならず、少なくともその旨が国会審議において表明されなければならない」が、それは「なされていない」と諭している。

2、国鉄専権論の誤り 準備書面は、小見出しにはつきりと「国鉄専権論の誤り」と断言

している。その逃れることのできない論拠として、当時の国鉄が行つた選定等の事務は「使用者としての立場で行われたものとはいえない」と指摘し、さらに国鉄自身が「自らの権限に属するものであると」考へていなかつたことを論証している。ここでは、それだけの紹介にとどめておく。

### 3、設立委員こそが労組法七条の使用者である　これは、見出しとして書かれている

そして、まず「労組法七条における使用者」の概念を整理する。つまり、すでに多くの労働委員会命令、裁判例で「厳密な意味で労働契約上の使用者といえないものが、労組法七条の不当労働行為を禁止される主体としての『使用者』と判断されている」と説く。

そして、それは「労働契約関係に『近似』する関係を基盤とする」場合を「類型Ⅰ」として、しかし、それだけでなく「労働契約関係に『隣接』する関係を基盤とする」場合【類型Ⅱ】も労組法七条の使用者となることを例示する。

そして、本件にあつては、設立委員、ひいては被控訴人（JR）が「類型Ⅱ」に該当する使用者に該当することを示している。さらに、「国鉄は本件職員採用における使用者ではない」と改めて論証している。紙面の関係で、内容の紹介はこの程度にしておく。とにかく読んで欲しい。

### 七、中労委は勝つ構えである

中労委は決して純粹に中立的な機関ではない。労働省の管轄下にある政府機関である。だから、八九年当時中労委の公益委員だった高梨昌氏は鉄産総連の労働学校で、反国労発言を堂々とおこなつっていた。（最近早大の佐藤教授が出版された「労働法学の方法」にも紹介されている）

その中労委が、東京地裁判決で戦意を失うどころか、その存亡をかけるかのように、本腰をいれた法廷闘争を開拓しているのである。この準備書面は、いくら頭脳明晰な先生方でも、片手間ができる構成と内容ではない。勝つ構えがなければできないものである。

中労委の委員の交代もあつただろうが、「国労が組織的怠業をおこなつたから」ではなく、「何の問題もない労働者がただ国労に所属していたから採用されなかつた」事実を、中労委は疑いをもたないところまで、それこそ十二年の歳月をかけて事実を積み重ねてきたからであることも見落としてはならないだろう。

### 八、全闘争団、全職場で学習を

結果として、東京高裁が判決文を書くことになるのかどうか分からぬ。しかし、この準備書面は「不当労働行為とは何か」を実践的に理解するための教科書的文書として、今後も読み継がれるだろう。一逆に、二つの東京地裁判決はお粗末な判決として歴史に刻み込んでおかなければならぬ。また、A裁判官の実名と彼のこの間の業績明らかにし、今后の動向に常に光を当てなければならぬ。

とにかく、この準備書面を読んで欲しい。できれば、弁護士の解説を受けるほうがいいだろう。私でよければ、日程さえあえばどこにでも行って、解説したい思いで一杯である。そして、国鉄闘争は勝つたたかいであることに自信をもつて、解決交渉にのぞみ、それを保証する粘り強い運動をつくりあげたいと願わざにはおれない。

（佐野修吉）

# 九五年公共部門争議の分析——六八年「五月革命」以来の全国争議

—フランスの組合・争議研究の動向（三）—

## 1、争議研究の突然の復活

九五年争議研究をサーベイしたPIOTET（一九九七、P五二三）によれば、六〇年代～七〇年代にフランスでさかんに行われた労働争議の研究は、八〇年代に入ると著しく衰えた。最大の理由は、争議そのものの長期的な減少と争議の主体である労働組合の弱体化、つまり対象そのものの変化にあつた。八〇年代に入ると労働損失日数や参加者数は急速に減少した。同時に、研究の視点でもマルクス主義を中心とする「闘争理論」が勢いを失い、運動への関心も工場における労働争議から都市における少数者による「新たな社会運動」へと移行し、研究領域についても労働組合や労使関係から労働組織や生産システムへの転換が起るなど、分析する側にも変化が生じたためである。

ところが、九五年公共部門争議は、低調となつていた争議研究をにわかに復活させるきっかけとなつた。九五年争議の研究に取り組んだ研究者を見ると、社会運動の研究者として名高いアラン・トウレーヌのグループを除けば、これまで争議研究に携わってきたものではなく、政治学者や哲学者を含む新たな研究者が目立つてゐる。とはいへ、争議からほぼ二年後の九七年一月に労働社会学の研究誌である*Sociologie du travail*が九五年争議に関する特集を組み、個別争議の丹念な調査を載せてゐるのを見るに、やはりこの国の争議研究の長い蓄積を感じる。本稿では、この特集号の労働社会学者フランソワーズ・ピオテの研究サーベイをたよりにこの大争議の意味を考えてみたい。

## 2、九五年争議の概観

九五年の争議レベルは争議が多かつた七〇年代を下回つてゐるため、この争議を六八年五月革命以来の長期的全国争議とする見方とはそぐわない印象もある。しかし、単独の争議としてはかなり大きな規模であつたと考えられ、また争議を支援するために複数の組合中央組織によって組織された全国的な街頭デモの回数や動員の規模も大きく、全産業で見ると、八〇年代九〇年代の争議の減少傾向に一つの区切りをつけ、その後の労働運動に与えた影響も大きいことから、フランスでの見方に従つて六八年五月革命以来の事件と考えてもさしつかえないのでないかと思われる。

偶然とはいゝ、筆者はフランス研修期間（九五年五月～九六年三月）に公共交通ストを含むこの大争議に遭遇し、その渦中で家族と共にほぼ一ヶ月間の不自由な生活を味わうと、いう「貴重な」体験をした。

九五年争議の推移を、筆者の争議ノートやCAILLE=LE GOFF（一九九六）、TOURAINE（一九九六）、VACQUEMINE=VILLE（一九九六）の「chronologie」、ルモンド紙などによつてたどると、次のようになる。

〈Chronologie〉

「九五年五月」七日 シラク大統領当選

「九月」四日 ジュペ首相翌九六年の公務員賃金凍結発表／一一日公務員組合一〇月半ばのゼネスト決定

「一〇月」九日 ルーアンで学生の抗議・スト／一〇日全国で三八万人のデモ／二六日シラク大統領財政赤字削減の優先を表明

〔二月〕九日 メッス、トゥールーズ、オルレアン大学でスト突入、高等教育予算案に反対する学生・教員の統一行動／一三日 CGT-FO／八日の全産業ストの呼びかけ／一五日ジュペ首相医療や公共企業体従業員の年金に関する社会保障改革案を議会へ上程／ニコル・ノタCFDT書記長政府の社会保障改革案支持を表明／二一日学生の全国統一行動（一〇万人）／二四日公務員組合の全国統一行動／国鉄ストに入る／二八日CGTとCGT-FOが呼びかけた社会保障に関する統一行動日（四七年分裂以来両書記長が初めて並んでデモに参加）／パリ交通公団（バス・地下鉄）ストに入る／二九日電力ガス公社、郵便局ストに入る／三〇日全国で労働者・学生一六万人が連帯デモ

〔二二月〕一日 創立一〇〇周年記念大会を二日後に控えたCGTとCGT-FOが公務員ストの全国拡大呼びかけ／四日 電話局もストに入る／五日全国で八〇万人（内務省発表五二万）がデモ／六日知識人二〇〇人のスト支持アピール／七日全国で一〇〇万人以上がデモ／教員ストによる学校閉鎖始まる／政府ジャン・マテオリ（社会経済評議会議長）を国鉄経営問題の仲裁人に指名／八日CGT一二日の統一行動呼びかけ（CGT-FOも呼応）／一〇日ジュペ首相国鉄の「*contrat de plan*」の無期延期を表明／二一日CGT、CGT-FO、FSUの呼びかけで全国で二〇〇万人（警察発表で一〇〇万）、パリで二〇〇万人が街頭デモ／FEN、国鉄CGFTC、郵便CGT-FOなどがストの中止を呼びかけ／ルイ・ビアネCGT書記長一六日の統一行動呼びかけ（CGT-FOが呼応）／一四日パリ交通公団で徐々に運行開始／一六日全国で一〇〇万人（内務省発表五八万）がデモ／一八日国鉄ほぼ運行回復／CNPF（フランス経団連）政労使の「社会サミット」参加を決定／二二日首相官邸で社会サミット開催（首相、CNPF、主要五組合など）／労働再開へ

九五年争議は、争議期間中に現われたマスコミの報道、知識人・ジャーナリストのコメント、専門家の分析を含め、数多くの様々な解釈を生んだ。その原因についてビオテは、争議を通じて現われた影響が、争議を生じさせた明確な原因から見ると際限なくふくれ上がつて全体の分析を難しくしたためではないかと述べている。また、この争議が、労働社会学（労使関係論）がふつう分析対象とするような労働争議の枠をはるかに越えるような性格の紛争であったことも、分析を難しくした理由といわれる。争議は、単に退職年齢の引き上げや民間の従業員管理手法の導入をめぐる労使対立にとどまらず、国鉄（SNCF）の経営再建や電力ガス公社（EDF-GDF）・電話公社（フランステレコム）の民営化など、公共サービスのあり方にも関連しており、また社会保障改革の論議のなかで中心にあつた争点は「福祉国家」のあり方であつた。さらに、労働争議の前には、EU統合への不安に基づく商店主や自営業者のデモ、教育条件や雇用失業対策の改善を求める学生・教員らの運動も始まっていた。また、失業の長期化を背景に失業者自らが主体となつた失業者救済組織の運動もすでに存在した。いかにもフランス的な異議申し立てが様々な職種に浸及し、全国的な運動に発展したといえる。その意味で、EU通貨統合に向けて打ち出さ

れたジユペプランは、ここ数年広まっていた経済的・社会的な不安や不満を噴出させる「触媒」の役目を果たしたといつてよい。

多くの研究は、九五年一一一二月の諸事件を複数の紛争の重なり合いとしてとらえている。筆者が作成した〈chaponologie〉によれば、まず国鉄のストが起り、続いてパリ市営交通（バス、地下鉄）、電力ガス、郵便、小中学校へとストが広がった。しかし、国鉄ストの前にもすでにこれら公共企業でいくつかの紛争が起っており、また商店主や自営業者の激しいデモや、ルーアン大学を発端とする、大学生や教員による教育条件や雇用対策の改善を求める抗議行動も広がっていた。LAPPEYRONNE（一九九六）は、互いに重なり合い強め合った闘争の要素として、次の四つをあげている。  
①税金に反対し、競争からの国家保護を求める商店主や自営業者らの闘争、  
②賃金や地位を守るために公務員や公共企業体従業員の闘争、  
③国民的特殊性を理由とする欧州統合への異議申し立て、  
④「エリートに対抗する民衆」への呼びかけ。おそらく、これに学生・教員の運動、長期失業者の運動といった要素も加える必要があると思われる。（松村 文人）

## 国連は時代遅れ、世界秩序はオレがつくる

### —ユーロ空爆とアメリカの意図—

ユーロ空爆が終わつた。しかし、平和がもどつたわけではない。ユーロ連邦内コソボ自治州はNATO軍五万人に「軍事占領」された状態だし、眞の平和がいつ回復するかはだれにもわからない。さらに重大なのは、全身をハリネズミのように武装した「ならず者國家」アメリカが、いつでもどこでも「ユーロ空爆型戦争」を起こす危険が一段と高まつた。ユーロ空爆はその「歴史的実験」だったのである。

アメリカは主権国家ユーロ連邦への戦争政策勃発にあたり、こう考えた。  
①アメリカは世界一の軍事超大国。オレに歯向かえるやつは一人もいないことを世界に示すことが必要。  
②国連には「拒否権」というやつかないものがある。ロシア、中国はオレのいうとおりには動かない。だから、何も決められない。  
③世界の「新たな脅威」は核拡散、民族・地域紛争、テロ、麻薬等で、これら対策は迅速に行動に移すことが求められる。  
④国連は「冷戦時代」の産物で、これに変わる世界秩序づくりこそが二一世紀の戦略課題。  
⑤その役割は「超大国」のオレの指揮下でNATO、日本が果たさなければならない。コソボ問題はその実験台。「コソボ解放」でNATO五十周年を祝い、アメリカの覇権を全世界的規模で確立すると。

この目的をあからさまに表明したのが、①NATO「新戦略概念」、②日本「新ガイドライン」である。NATO新戦略概念が「長期的な脅威」とする対象国は①朝鮮民主主義人民共和国、イラク、リビア、キューバ等核・ロケット開発、②中国、インド、パキスタン等の人権・民族・宗教紛争と核拡散だ。新ガイドラインでは「周辺事態」とあいまいだが、①朝鮮半島、②台湾海峡、③さらには北方領土が想定されていることはだれもがよく知っていることだ。ユーロ空爆では国連はまったく無力であった。アメリカは国連を無視することで、「オレが世界の警察官。文句あるか」と世界を恫喝したのである。「新たな帝国主義」政治反動と戦争政策である。

